

平成26年加美町議会第5回臨時会会議録第1号

平成26年4月11日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
15番	一條光君	16番	高橋源吉君
17番	味上庄一郎君	18番	三浦又英君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
副 町 長	吉田 恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋 啓君
会計管理者兼課長	鈴木 裕君
企画財政課長	高橋 洋君
協働のまちづくり推進課長	今野伸悦君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	伊藤 裕君
農林課長	鎌田良一君

商 工 観 光 課 長	遠 藤 肇 君
企業立地推進室長	三 浦 守 男 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 茂 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	早 坂 安 美 君
宮 崎 支 所 長	早 坂 雄 幸 君
総 務 課 長 補 佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教 育 総 務 課 長	小 山 弘 君
生 涯 学 習 課 長	猪 股 清 信 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	二 瓶 栄 悦 君
次 長	浅 野 仁 君
主 幹 兼 総 務 係 長	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）
- 第 4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第37号 工事請負契約の締結について（加美町庁舎耐震補強等工事）

第 7 議案第38号 工事請負契約の締結について（やくらいウォーターパーク昇温配管等更新工事）

第 8 議案第39号 平成26年度加美町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前 11 時 03 分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成26年加美町議会第5回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番伊藤信行君、6番伊藤淳君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期については本日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）

○議長（下山孝雄君） 日程第3、承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第1号、専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、加美町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、1点目としまして、消費税及び地方消費税の税率8%段階において、地

域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税割の一部が国税化され、地方交付税の原資化されたことから、法人町民税割の税率が現行の12.3%から9.7%に引き下げられたこと。

2点目として、軽自動車税の見直しにより平成27年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率を自家用乗用車については1.5倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍に引き上げること、平成28年度分からグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について重課が導入されること、平成27年度分から二輪車等の税率を現行の約1.5倍に引き上げること、などのほか、引用条項のずれや字句の整理を行ったものであります。

お手元に議案資料として、新旧対照表を配布しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番木村哲夫君。

○1 番（木村哲夫君） 税率が変わることによって、町の財政にどのような、プラスマイナスとか、影響があるのかが1点。もう1点、議案書の3ページのところに48条2項の関係とか52条の関係ということで、ここに144条の6ということで軽油取引税の課税免除とか、法人の町民税による納付期限とかこの辺も変わっているのですが、先ほどの町長の説明になかったものですから説明をお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。今回の税制の改正に伴う財政への影響というご質問であります。財政の影響について、交付税に多少の影響が出てくると思います。当然、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を交付税として交付されるわけでありますので、税収がふえることになれば、その分交付税は減るということになります。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 裕君） 税務課長お答えいたします。先ほどのご質問の消費税及び地方消費税の税率が8%の段階におきまして地域間の税源の偏在性の是正ということで、財政力格差の縮小を図るため法人町民税割の一部を国税化ということになりました。現行の12.3%から9.7%なのですが、その差額分につきましては地方法人税ということで平成26年度から地域間の格差を是正するというので、法人税そのものが大都市に集中しているということで、法人

住民税を税収から新たに国税化して地方に配分ということになります。これは地方交付税の中に原資化されることになります。

歳入につきましては、平成26年の10月から事業開始される法人が平成27年度に出てきます。それで、平成27年度につきましては、220の法人所得割がある法人の42法人が該当してきます。それで税額が117万円ほど減る見込みです。平成26年度と比べますと99.29%ということなのでございます。完全に移行するのが平成28年度になります。それで、先ほど申し上げました220の法人所得割を有する法人が2,220万円ほど減収となります。平成26年度と比較しますと86.55%ということなのでございます。

48条第2項の関係でございますが、「本店若しくは」ということですが、これは外国法人にかかる外国税額控除の制度の新設によるものでございます。

あとのものについては、字句の校正、項ずれのものになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 1 番木村哲夫君。

○1 番（木村哲夫君） 今説明いただいた48条の関係でその説明は分かりましたけれども、その後5項中の中ということでは第74条1項というのは、今までたばこ税だったところに、次に144条の6第1項ということで軽油取引税の課税免除という、この辺が加わってきているというのは税制改正の中で、そういった軽油取引云々というのは私の認識ではなかったもので、その辺加わった理由というのを伺ひしたいのですが。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 裕君） 税務課長お答えいたします。第5項の第144条の6第1項の、これは法人税の改正によりまして恒久的施設を有する外国施設の確定申告の義務ということで新たに新設されたことの関係でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○1 番（木村哲夫君） それは分かったのですが、その項目の後に軽油取引税の課税の免除を加えるというふうに書いてあるのですが、この辺がどうして加わったのかということを知る範囲で結構なのですがお願ひしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 裕君） 税務課長お答えいたします。第144条というのは地方税法でございまして。ですから先ほどの軽油とかそういうものは出てきません。あくまで税条例は地方税法、租税特別措置法そういうものが出てきますので、よろしいですか。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。
これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（下山孝雄君） 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、前案件と同様に、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、1点目としまして、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額の限度額を現行の12万円から14万円に引き上げたこと。

2点目として、低所得者の国民健康保険税を軽減するため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に世帯主を含めることとし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を現行の35万円から45万円に引き

上げたものであります。

お手元に議案資料として、新旧対照表を配布しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（下山孝雄君） 日程第5、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第3号専決処分した事件の承認について、加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」が改正され、平成26年3月31日公布、4月1日施行されることに伴い、固定資産税に係る課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、当該固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を専決処分

したものであります。

改正の内容は、基本計画の同意期限が、平成26年3月31日から平成28年3月31日まで、2年間延長されたものであります。

お手元に議案資料として、新旧対照表を配布しておりますので、ご参考にしていきたいと思えます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第37号 工事請負契約の締結について（加美町庁舎耐震補強等工事）

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第37号工事請負契約の締結について（加美町庁舎耐震補強等工事）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第37号工事請負契約の締結について（加美町庁舎耐震補強等工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、昭和41年度に完成した庁舎について、地震防災対策を目的として昨年度より実施しております耐震診断及び補強設計に基づいた耐震補強工事と、当該工事において支障となる電気・空調・防災設備等の移設改修並びに法的改善を図るための開口部、壁、天井等の内装改修、経年劣化にて支障をきたしている屋上防水、給排水設備改修等を実施するものであり、工

期を平成27年2月27日までとするものです。

入札は、4月7日に7社を指名して、指名競争入札を執行いたしました。その結果、小野田建設株式会社が、2億4,054万8,400円で落札しましたので、同社代表取締役高橋甚吾と工事請負契約を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名競争入札に関する資料と工事の概要について、お手元に配布しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 7社にお声掛けをして1社のみの応札だったというのですが、他の会社の辞退の理由とは何だったのかお伺いしたいと思います。

あと、これは耐震に関する部分のみで、工事中に移転するプレハブは入っていないという理解でよろしいのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長お答えさせていただきます。最初に、7社指名の6社辞退の理由についてですが、入札の執行要領にありますとおり、辞退をする場合には書面をもって提出となっております。全ての6社から紙面が提出された内容につきましては技術者の配置が難しい、出来ないという内容が全ての業者さんでした。理由につきましてはそのような理由でございました。

それからプレハブの方の入札につきましては、これとは別に予算の中では賃借料に計上しておりまして、入札につきましては3月20日に入札が行われておりました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 6社に関しては技術者の配置ができないということで分かりました。それでは、今後加美町として耐震補強なり、またはそれに類似した工事をやる時にはこの6社は技術者の配置ができないということであれば指名する方向にないということで理解してよろしいのでしょうか。それともこの6社がよその、今回の加美町の本庁舎のような耐震工事で手がいっぱい技術者の配置ができないということなのか、その辺について今後の指名に関して考えていかなくはないという部分もありますのでお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。6社辞退の理由が、平時の場合の理由であれば指名として難しくなると思いますが、現在災害の震災の復興期に当たりまして、近隣の自治体でも指名入札したが、落札しなくて、3回4回とやってもまだ落札できなくて随契をお願いしているのですが、随契業者も応じてくれないという状況下の中で、こういった県内の状況は技術者の確保、あと下請けの確保というのが今特に建築についてはできない状況下がございまして、それらの内容がそういった辞退の理由ですので、今後平常に戻った場合の入札については指名については町ではする予定であります。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 今回落札した会社についてもそんなに余裕をもって事業なりを、人的に余裕をもってやっているわけではないと私は察します。そういった中で地元企業として町の庁舎の整備ができれば、それを無理して、指名をされれば対応しなければならないという思いというか、私聞いたわけではありませんので分かりませんが、やはりその信頼関係の中で参加してもらったと思います。

そういった中で、単純に考えますと競争入札の中で1人では競争にならないのではという思いがしました。予定価格に合っているからそうなったという思いもありますが、今後こういった場合の対応とはどうされるのかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。今回の1社という特殊な事例につきましては平時の場合であれば再度入札を行います。要は競争の原理が働くかどうかというところが審査されますので。ただ、先ほど申し上げた県内の震災復興期の中で建築の入札の不調が多くで、土木でも3割、建築はそれを上回る不調の中で、今ほとんどの官公庁では1社入札を有効としているということで町の方でもそういった判断をさせていただいております。平時については当然再入札ということになります。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 12番議員とも関連するのですが、平時でないからこういうことになったと総務課長の答弁がありましたが、前にもこのように工事の辞退をした時期がありました。その中で辞退した場合には指名停止とか、あとこのような1社の場合には入札を行わないで再入札を行うなど取り決めて進めてきた時期もありました。今回は要するに復興期であり1社でもということでやったという理解でよろしいのですか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） そのとおりで進めてきました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 先ほども申し上げましたが、前は今とは状況が違いますがその時決めた記憶ではこのように1社になった場合には再入札するという内規といいですか、取り決めをした記憶が私にはあるのですが、今の考えがこのように進むのだということであれば致し方がないことですが、今まで決めてきたことについてはこういう状況だからということで、同じような質問になりますが、今後ともこういうのが起きれば1社でもやっていくということですか。当分の間は。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えします。先ほど申し上げたとおり今は復興時期にかかっておりまして、業者さんが年度内の完成もできなくて繰越しをして、技術者さんがずっとその工事が終わるまで、登録、二重に登録できませんのでそういった状況の中で技術者の不足ということが工事の進行を妨げているということがございまして当分の間はそういう状況下になればそういうことになるかと判断しております。また、3番議員のおっしゃった2年前くらいですかね、不調になった件ですが、あれは全社辞退となった中で再入札させていただきまして1社だけというのは私の記憶ではなかったのですが、今後こういったところで時期を判断して進めていきたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 1社というのは前にありました。丁度私がいた頃に。それでその時は1社でも県の方で無効ではないということで契約したのです。それ以降については、今後こういうことが起こった場合には再入札に持っていきましょうということを決めた記憶があるものですから、質問しました。

○議長（下山孝雄君） 答弁はよろしいですか。他に質疑ございませんか。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 18番三浦です。これまでも色々この耐震補強について色々町民の方も心配をされておりましたが、入札不調に至らず安堵しております。そこで、お聞きしますが、先ほど12番議員も質問されておりましたが、プレハブの入札も終えているとの状況ですので、関連がありますのでどの程度の額で入札されたのか説明をいただきたいのが1点でございます。

合わせまして2月18日に全協で説明をいただきましたが、耐震工事に伴う財源の内訳ということで国庫補助金なり、起債の関係なり、一般財源の関係を説明いただきましたが、相対的に額が今の時点で変更されていると思いますので概算で構いませんので説明をお願いいたします。

合わせまして、工事請負契約の締結の内容。条項の中に、前にも色々と心配されている町民もいましたが、大崎の市民病院は幾度か工事の変更がされております。その関係で、今回の契約においても物価スライド等によって契約が変更される可能性があるのかどうかについてお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。最初にプレハブ関係の入札についてご説明させていただきます。3月20日に入札がございまして、落札金額につきましては4,730万円。契約額につきましては5,108万4千円になります。業務委託業者は日東工営株式会社の方で業務を請け負うことになります。それから工期につきましては平成27年3月10日までの賃貸借契約が交わされております。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。財源についてのご質問にお答えいたします。今回入札を終えまして、事業費の合計としてはリース料も含めると2億9,600万円ほどになります。その内、国庫補助金につきましては前回の全員協議会でご説明した金額7,281万3千円。これは、この金額、今のところこの金額を見込んでおります。起債につきましては2億1,290万円でございます。500万円ほど減っております。一般財源の持ち出し、単年度の持ち出しについては前回の金額が1,390万円ということでありましたが、今回確定といいますか、入札後の金額では1,121万2千円という金額になっております。それから交付税の措置額につきましても1億4,900万円ということで、実質的な負担につきましては7,500万円ほどということで、前回9,200万円というご説明をしておりましたが、そういったことで金額のほうは減っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長お答えします。物価のスライドに伴う契約変更というご質問でございます。そのことに関しては契約書の第25条の中に賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更という項目があります。その項目を読み上げたいと思います。発注者または受注者は工期内でかつ請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負金額が不相当と認められる時は相手方に対して請負代金の変更を請求することができるという条項があります。これを見ますと契約期間内、1年を経過した後とありますので、今回の契約内容は1年を経過しないと解されますので、その物価スライドについては適用されないと解釈されます。また、今回の入札に関しても業者は年度内の工期内の

完成を目指して見積り等を取っていると解されますので物価に対する変更はないと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第37号工事請負契約の締結について（加美町庁舎耐震補強等工事）の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第37号工事請負契約の締結について（加美町庁舎耐震補強等工事）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第38号 工事請負契約の締結について（やくらいウォーターパーク昇温配管等更新工事）

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第38号工事請負契約の締結について（やくらいウォーターパーク昇温配管等更新工事）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第38号、工事請負契約の締結について（やくらいウォーターパーク昇温配管等更新工事）についてご説明申し上げます。

やくらいウォーターパークは、健康増進施設として町内外の方々に利用していただいておりますが、営業開始から14年が経過し、プールに温水を送る配管系統の損傷・腐食が広範囲に進んでおり、今回、施設内の配管の撤去・更新、濾過器・熱交換プレートの交換修繕等を実施するものであり、工期を平成26年6月25日までとするものです。

入札は、4月7日に5社を指名して、指名競争入札を執行いたしました。その結果、大成温調株式会社東北支店が、8,629万2千円で落札しましたので、同社上席執行役員支店長野口光男と工事請負契約を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名競争入札に関する資料について、お手元に配布しておりますので、参考にしてい

ただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

17番味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 専門的な知識がないものですから教えていただきたいのですが、この昇温配管という設備、字のごとく温度を上げるものかと思いますが、具体的にどういうものなのか。また、8,600万円という金額ですので、数量的にはかなり多いものだと思いますが、そのところを分かる範囲で教えていただきたいのが1点。この配管の耐用年数といいますか、寿命はどのくらいなのか。14年間という町長のお話もありましたけれども、それでその採算性というの也能取るのかお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。昇温配管とはどういうものなのかというご質問でございました。字のごとく温度を上げるものでございますが、配管自体で温度を上げるものではなく、簡単に言いますとプールがございまして、こちらはボイラーなり温めるものがございまして。そこで管を通してプールに入り、ぬるいやつがボイラーに戻るということで循環をしていることとございます。名称でいきますと分かりづらい工事名になっておりますが、原理としては循環をする配管でございまして。配管の金額に対してどのくらいなのかということとありますが、一応配管自体は全体で700mくらいあります。ただ配管の太さが125、12 c m 5 m mという大きいやつ、それから小さい100とか75とかもありまして、そういうことで工事の金額が高くなってございます。あと、町長の説明にもありましており色々、熱を交換するにあたり、お湯を直接沸かす部分もありますし、木質バイオマスからも熱源が供給されております。その場合は水を直接沸かすということではなく、そこで熱交換をして温めると。ですからプレートというか、金属を介して隣を温める。簡単に言いますとラジエーターというのですかね。ラジエーターの場合は通常ですと熱いやつを空気で冷やすということですが、それをプールの水を蒸気なりで温めると。その熱交換をするものを今回、改修というか交換させていただくことになり、このような金額になっております。

あと、配管の寿命ということとございますが、配管に関しての寿命、熱に関する配管でございますので常時70度であれば70度、60度であれば60度で一定であれば伸び縮みがなければ、配管としてそれなりに寿命があるかと思いますが、どうしても温め、夜になると冷めるという繰り返しを行っておりますので、それと管自体も大きいということで、その熱膨張の関係等々で

寿命が短くなっているのかと思います。それで、何年とはお答えできないのですが結果的に昨年度も配管等で亀裂なりピンホール等々により漏れていたと。それを応急処置なり悪いところは直してきたのですが、今回配管の全てを更新させていただく工事をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 非常に細かいことで申し訳ありませんが、配管の材質というのはお分かりでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 今回は鉄管の配管工事を行います。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 先日、毎戸にやくらいウォーターパークが4月から6月何日かまで休業しますというお知らせが回りました。それで、利用者とか色々な人から声がありますがとても残念だと。本当に6月までに工事が済むものなのか心配やら色々な声が届いているわけです。今の味上議員の質問に似たところもありますが、温泉水なので普通の水とは違うことによる腐食や消耗があるかと思いますが、それは普通の場合と同じくらいの耐用年数なのか確認したいと思います。

それから、この昇温の配管を工事することによって抜本的な対策になるのかということ。

それから、年間利用券というかパスポートを持っている人への今後のケア、延長して何か月間か使えますよとか、この分こういったケアをしますよとか、何らかの対策を持っているのか伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。工事のほうは6月25日まで完了するように業者のほうでこれから色々準備をしてやっていただくよう考えております。現段階ではその点はお安心していただきたいと思います。

温泉水が配管によからぬ影響を与えてそのことによって配管の寿命が短くなるのではないかとということと抜本的な対策はというご質問でありました。確かに温泉水ということで色々な成分があり配管の根詰まり等々を起こしやすい水質でございます。ただ、今回は温泉の水の関係もありますが、熱の膨張の関係が大きいと思っております。やはりある程度の年数が経てば更新をしていくことは必要であろうと。今回工事をしたので永久的に、半永久的に大丈夫ということにはならないと思っております。できるだけそういった期間が延びるようにメンテナンス

等を力を入れてやっていきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。最後の3番目の質問の件ですが、先ほどに1つ付け加えますとウォーターパークの4月から3月までの中でほぼ1カ月平均のお客様のご利用は大体5千人前後、多くて6千人です。ただ、この7月8月は1万人以上の方がいらして2カ月で3万人以上のお客さんになりますので何としても6月までに工事を終わらせていきたいと思っております。7月8月が最も繁忙期でございますので、その7月8月に万が一の故障があってはということでその前に工事をさせていただこうということでございます。

それから年間利用券をお持ちの方をどうするのかということですが、昨年10月12日に工事をした時は、そのまま延長する、あるいは返金する、あるいは温泉に関しては薬師の湯を代わりに使っていただくということでお客様の要望、この3つから選んでいただきました。今回もそのように考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。12番工藤清悦。

○12番（工藤清悦君） 町長にお伺いしたいと思います。健康増進施設であるウォーターパーク、平成15年度に11万人というピークの利用者であったわけですが、平成24年度ですと7万9千人ということで、10万人切っております。平成25年度の利用者についてはまとまっているものと思いますが、我々にまだ公表されていませんが、町長、平成26年度の施政方針の中で、健幸社会ということで健やかそして幸せという部分でお話をされましたが、やはり、商工観光課長が工事の説明をされたように経費的には同じ経費の中でいかに利用していただくか、それを利用して健康増進に役立てていただくかという手法、これは指定管理で薬業振興公社にお願いしておりますから、そっちの方の手法、運営手法もあるかと思いますが、町としてお互いに知恵を出し合って利用者数を増やしていくという方策についてお考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 最初に私がお答えして、後に町長がお答えする形をとらせていただきたいと思います。

今の工藤議員のご質問のように平成15年がピークでその後ずっと落ち込んでいきました。毎年下がっていると。ただ、平成24年度に若干増えてこの11年間の中では5番目にお客さんが来た年でもございました。気候にも天候にも左右されるのですが、その中でいかに健康増進施設として利用していただけるかということで、平成25年の末にプールが工事で休館している間、

保健福祉課とか包括支援センター、あるいは教育委員会等々と何度か会議をもたせていただいて子どもたちの利用とか、一般の方、それからお年寄りの方に少しでも利用をということで、テントウムシとかもやっておりますので、そういうケアにプールがどれくらい使えるか、どれくらいの効果があるかということと話合って、それを平成26年度からの事業に取り組んでいきたいというような計画を作っております。あとは、町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 新年度の予算の柱の1つに議員がお話されたように健幸社会の実現というものを柱の1つにしております。この16年後、2037年の国勢調査で75歳以上の高齢者がピークを迎えるというふうに予測されております。これは間違いのない、国の人口問題研究所が出しておりますので間違いなくそうなるだろうと思っております。そういったことを考えますとお年を召しても健康で自立した生活をおくっていただくと、いわゆる健康寿命を延ばしていくことが最大の課題だと思っております。そのために、この予防、運動というものが非常に重要になってまいりますので、そのような運動習慣をつけていただくと。そして健康寿命を延ばしていただくという上から、このウォーターパークの活用というのも大変重要であろうと思っております。ですから、今回結構な金額がかかるわけでありましてけれども、やはりこのウォーターパークをきちんと改修をして今後とも健康増進のため、特に今申し上げたようにご高齢の方々が健康で長生きをしていただくためそういった施設として活用してまいりたいと思っておりますし、利用者を増やすためにも各課連携をしながら、また町民の皆さんのアイディアを取り入れながら有効な活用をしてまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第38号工事請負契約の締結について（やくらいウォーターパーク昇温配管等更新工事）の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号工事請負契約の締結について（やくらいウォーターパーク昇温配管等更新工事）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案第39号 平成26年度加美町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（下山孝雄君） 日程第 8、議案第39号平成26年度加美町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第39号平成26年度加美町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の134億 7 千万円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

主な内容は、総務費では宮崎支所費施設設備修繕工事50万円増、農林水産業費では農村整備費水路等改修工事400万円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 平成26年度の補正予算ということですが、この前平成26年度の予算審議をしたばかりで補正予算というのもどうなのかなというよりも、予期できなかった緊急性があったとか、あとは、予算立てる時にこの部分が予期できなかったための補正だと思いますが、内容についてお願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。ご指摘の平成26年度始まったばかりで補正というのはどうかということでございます。今回お願いをしております補正予算につきましては、緊急を要するものということで、この前の補正予算をお願いした後に色々と緊急的に修繕が必要になったものを今回お願いしているものであります。

今回契約の議案があり、その議会が開かれるということですので専決処分をした報告というよりも、きちんと予算措置をしてご審議をしていただくという措置をしたものでございます。

補正の内容につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 宮崎支所長。

○宮崎支所長（早坂雄幸君） 宮崎支所長お答えいたします。宮崎支所の施設設備修繕工事につきましては、2階のトイレの小便器、大便器の配管が腐食・劣化により漏れてしまったということで天井から漏れている状況が発生しております。それで天井を撤去しまして配管を敷設替

えするという事で緊急性を要するという事でご理解いただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長お答えいたします。私どもの工事につきましては、3月27日に東川北行政区の区長さんから連絡がありまして、ナメザワ川の隧道部分が土砂崩れを起しまして、その関係で水流がせき止められた関係で下流にあります水田が全面的に水没いたしまして一部農道も決壊いたしました。その関係で応急的に処置をしないといけないということで、手配をいたしまして、今回せき止められた部分の撤去とあわせて一部鋼管フレームがヒューム管入っているところがあるので、それを撤去させていただきました。今年度の耕作に間に合わせるためには緊急的に必要なものであります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。商工施設費のほうで修繕料を今回上げさせていただきました。こちらにつきましては地域食品加工センターという設備がございます。こちらにボイラー設備がございます、そのボイラーから熱湯を循環させて加工センター内で使っておりますが、その給水、高温の温水を回すポンプがございます、そちらの方が壊れてしましまして今回上げさせていただいたものであります。こちらにつきましても加工センターを利用するにあたり必要なものでありますので、早急に修繕する必要があることから今回上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） その他質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 皆さん同じ聞こうと思ってやめたのだと思いますが、答弁を聞いていて疑問を1つもちましたのでお聞きします。農林水産業費の水路等改修工事450万円ですね。財源内訳を見ますと一般財源ですね。通常であれば、多分用水路か何かかと思いますが受益者負担があると思いますが今回は町で全部やってあげる工事ですか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長お答えいたします。今回の決壊した部分はナメザワ川という河川になります。用水路ではございません。場所は宮崎地区の旧山王様と言われているところの参道なのですが、その下に隧道がございます、ナメザワ川から田川に水が流れるようにされておりましたが、それが下流側に道路が決壊をして下をせき止めたということで今回工事を行いました。したがって、用水路ということではございませんので、受益の分担金というのは発生いたしません。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君）　そうしますと水路等改修工事ではなく、河川、小河川の改修となりますよね。そうした場合には農林水産業費ではなく土木費の河川費が妥当と思いますがいかがですか。

○議長（下山孝雄君）　農林課長。

○農林課長（鎌田良一君）　農林課長お答えいたします。工事をどこですかということにつきまして、色々内部で協議をいたしまして、ナメザワ川という非常に小さい河川という表現がいいのかどうか、河川ということで、確かに議員おっしゃることも一応考えまして建設課とも協議をいたしましたが、下流の田んぼにもかなり影響がありまして、それから畦畔も崩れた。それから農道も一部決壊しておりますので、それも合わせて復旧をしなくてはならないということで、急ではございましたが農林課で担当することになりまして、今回農地整備費の方に計上させていただきました。

○議長（下山孝雄君）　その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第39号平成26年度加美町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第39号平成26年度加美町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会に附議された案件の審議は、すべて議了いたしました。これで、平成26年加美町議会第5回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後0時15分　閉会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年4月11日

加美町議会議長 下 山 孝 雄

署 名 議 員 伊 藤 信 行

署 名 議 員 伊 藤 淳